

社会福祉法人真寿会

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 真寿会（以下「法人」という。）の役員および評議員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 前項の報酬の額は、会議毎に理事、監事7,000円（税引き後の額）、評議員5,000円（税引き後の額）とする。ただし、理事長は常勤の場合は、月額1,000,000円を限度とし、非常勤の場合は勤務実態に応じて、理事会で決定する。

(常勤の理事長に対する報酬の根拠)

施設長の最高額 1,000,000円(医師)を限度とする。

- 3 役員等が、理事会、評議員会以外に理事長の求めに応じて施設等に訪問した場合も前項同様とする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、理事会・評議員会の開催日に支払う。ただし、理事長の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会・評議員会ならびにその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、法人職員の給与規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 宿泊料は、次のとおりとする。
宿泊料 1泊 13,100円

(退職慰労金)

第5条 役員等が任期満了した場合、その者の在職期間及び功績等を考慮して理事会の議決を経て退職慰労金等を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成13年3月31日から施行する。

この規程は、平成16年8月26日から改正施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

この規程は、平成30年6月22日から施行する。